

総合科学技術会議 第97回評価専門調査会
議事録

日 時：平成24年10月19日（水）10：00～12：00
場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：奥村会長、相澤議員、今榮議員、青木議員
浅見委員、天野委員、上杉委員、上野委員、長我部委員、
河合委員、来住委員、高橋委員、玉起委員、中村委員、
村越委員
小林直人（早稲田大学研究戦略センター副所長）
田原敬一郎（財団法人未来工学研究所 主任研究員）
欠席者：平野議員、白石議員、中鉢議員、大西議員
阿部委員、伊藤委員、射場委員、白井委員、中馬委員、
福井委員、松橋委員
事務局：吉川審議官、中野審議官、中川参事官、佐藤参事官、
相原補佐、小窪補佐

議 事：1. 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定について
2. その他

（配布資料）

- 資料1 第96回評価専門調査会議事録（案）（机上配布のみ）
- 資料2 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の概要
- 資料3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定について
- 資料4-1 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定案（案）
- 資料4-2 現行の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と改定案（案）との対応
- 資料5 今後の予定

（机上配布のみ）

- 参考資料1 研究評価システムの充実に向けた検討の取りまとめ（検討WG報告書）
- 参考資料2 これまでの研究開発システムの検討において提出した資料一覧
- 参考資料3 各省における研究開発評価に係る実態調査結果一覧

(机上資料)

国の研究開発評価に関する大綱的指針 (平成20年10月31日)

科学技術基本計画 (平成23年8月19日 閣議決定)

研究開発評価システム改革の方向性について (平成21年8月4日 文部科学省 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会)

議事概要：

【奥村会長】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第97回の評価専門調査会を開催させていただきます。お忙しい中、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

本日は、議事次第に示しておりますように、議題1件でございます。「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定についてということでございます。この議題の関係で、本日の会議では、検討ワーキンググループから御参加いただいております早稲田大学教授の小林先生、並びに未来工学研究所の田原主任研究員にも御出席いただいているところでございます。

それでは、初めに事務局より配付資料を確認させていただきます。

【佐藤参事官】 事務局より御確認させていただきます。

まず座席表、それから委員名簿、その下に議事次第がございます。

議事次第の下に資料1、これは委員の皆様方のみでございますけれども、前回の議事録でございます。資料2、大綱的指針の概要、資料3、指針の改定について、資料4は4-1と4-2がございますけれども、大綱的指針の改定案と、それから横紙で、その対応というものがございます。資料5が今後の予定でございます。

それから、机上配付のみでございますけれども、参考資料1といたしまして、この検討ワーキンググループの報告書でございます。それから、この灰色のファイルに参考資料2、3を置かせていただいております。また、ピンク色の冊子、白の冊子、青の冊子は現在の大綱的指針、科学技術基本計画、それから文部科学省の研究評価システムにかかわる報告書でございます。

以上、御確認いただきまして、過不足ございましたらお申しつけください。

【奥村会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは議事に移りたいと思いますが、その前に、資料1の前回の議事録の確認をさせていただきたいと思っております。事前に先生方にお送りして御確認いただいていると思いますが、本日何か特段ございませんでしょうか。

特にないようですので、御確認をいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に移りたいと思っておりますけれども、前回の8月31日の評

価専門調査会において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を見直すということに関して先生方の御承認をいただいたところでございます。本日は、その大綱的指針の改定案について具体的な検討を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

まずは事務局より、現行の大綱的指針の概要と改定の経緯及び改定の方向性について御説明をしていただきます。

それでは、事務局より御説明をお願いします。15分ぐらいでお願いしたいと思いますが。

【佐藤参事官】 それでは、資料2及び資料3に基づきまして、まず御説明申し上げます。

資料2でございませけれども、これは現行の大綱的指針の概要でございませ。念のためのおさらいということでございませ。これは平成23年6月27日、昨年の資料をそのまま使わせていただいでございませ。

1枚おめくりいただきまして、現在の大綱的指針にのっとりた評価の仕組みでございませ。評価の仕組み、科学技術基本計画というようなもののもとに、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、これは現行のものは、第3期科学技術基本計画を受けて平成20年に改正をしたものでございませ。この大綱的指針に基づきまして、各府省の方でも研究開発指針を策定、あるいは既に改定をしているということでございませ。それらの枠組みに基づきまして、研究開発機関の方でも評価のルールを定め、実際に評価が行われているということでございませ。

右の欄をごらんいただきますと、この指針は平成9年から策定をされておりまして、おおむね基本計画の改定のタイミングを踏まえまして段階的に発展をさせてきているということでございませ。

その次のページでございませ。

大綱的指針の概要でございませけれども、大綱的指針の目的ですが、各省等が行う研究開発の評価について行政各部の施策の統一を図る観点から基本的な方針を定めるということでございませ。各府省はそれに沿って具体的な評価指針を策定し、現場における評価が実施されるということでございませ。

基本的な考え方といたしまして、評価の意義がございませ。研究開発成果の国民・社会への還元、よりよき政策・施策の形成、研究開発の効果的・効率的な推進など、それから、それにかかわる評価関係者の責務等々にかかわるものが定まってございませ。また、対象別の評価に関する基本的な考え方を示しているということでございませ。

3ページをごらんいただきたいと思ひませ。

前回、これは今から4年前の平成20年に改正しているわけでございますけ

れども、このときの議論のポイントをおさらいしてございます。2. に主な問題点ということで、「評価結果が生かされず、次の研究開発につながらないのではないか」、「評価作業での負担感が増大しているのではないか」、「評価の視点における国際性が欠如しているのではないか」という観点で改定をしたということでございます。

改定のポイントとして、「評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民社会への還元を迅速化する」ということであります。それから、2点目が、「被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化する」ということであります。3点目が「国際的な視点での評価というものをに入れていく」ということであります。これに基づきまして平成20年は改定が行われたということでございます。

最後、4ページでございますけれども、研究開発課題の評価の基本的な枠組み（流れ）図がございます。ここに書かれておりますような研究の企画（計画）の段階から研究の実施、成果の創出、それから成果の波及という各段階における評価が進められているということでございます。

これが現在の指針の概要でございます。

それでは、改定に向けた経緯について御説明を申し上げます。資料3をごらんいただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、第4期科学技術基本計画の策定と大綱的指針改定の必要性というページがございます。

第4期の科学技術基本計画、これは平成23年8月に決定をされたものでございます。これにはどう掲げられているかということでございますが、1点目が、「国は、研究開発の各層（政策、施策、プログラム又は制度、研究開発課題）を踏まえた研究開発評価システムの構築も含め、科学技術イノベーションを促進する観点から、研究開発評価システムの在り方について幅広く検討を行い、『国の研究開発評価に関する大綱的指針』について必要な見直しを行う」ということでございます。この第4期の基本計画の基本コンセプトが「科学技術イノベーションの促進」ということで、それを打ち出しております。それを踏まえて評価の文脈でも必要な見直しを行うということでございます。

「国及び資金配分機関は、ハイリスク研究、新興・融合領域の研究が積極的に評価されるよう、多様な評価基準や項目を設定する。研究開発課題の評価においては、研究開発活動に加えて、人材養成や科学技術コミュニケーション活動等を評価基準や評価項目として設定することを進める。また、それが有効と判断される場合には、世界的なベンチマークの適用や海外で活躍する研究者等の評価者としての登用を促進する」ということでございます。

その次に、「国及び資金配分機関は、優れた研究開発成果を切れ目無く次につなげていくため、研究開発が終了する前の適切な時期に評価を行う取組を促

進する」、「国及び資金配分機関は、評価の重複や過剰な負担を避けるため、他の評価結果の活用を通じて、研究開発評価の合理化、効率化を進める」、「国は、評価に関する専門的知見や経験を有する人材の養成と確保を進める」、「国は、大学及び公的研究機関が、業務運営のための情報システムを研究開発評価にも活用できるようにする」など、評価を効果的、効率的に行う事務体制を整備するとともに、これに携わる人材の養成やキャリアパスの確保を進めることを期待する」ということが決定されてございます。

こういった方向性が出ておりますので、これをどう推進するかということでは、この大綱的指針というシステムの中でどのように位置づけていくかということが一つのポイントだと考えてございます。

次のページでございます。2ページ目、研究開発評価システムの充実に向けた主な検討の経緯ということでございます。

このような議論の中で、評価専門調査会では、平成23年5月から検討を進めてございます。基本計画そのものは結果としては8月末になったわけですが、事実上の原案はもっと前に示されておりましたので、この平成23年5月から検討を開始されてございます。ここでの第85回、86回あたりから開始をいたしまして、これはちょっと濃いオレンジ色で示してございますけれども、ワーキンググループの方で平成23年7月から7回検討会を開催をいただきまして、この大綱的指針改定に向けてどういった項目を入れ込むべきということを検討して、この8月31日、前々回の本調査会に御報告をいただきました。座長は長我部先生にお務めをいただきました。

そのワーキンググループの報告書でございますけれども、これも8月31日に長我部座長から御報告いただいておりますけれども、念のため、ごく簡単でございますけれども、もう一度、この3ページで御説明させていただきます。

第4期の基本計画の方向性ということで、科学技術政策とイノベーション政策を一体的、総合的に推進する。それに対応する研究評価システムの充実ということが必要だということでもあります。

1点目として、研究開発の推進から成果の利活用に至るまでを視野に入れて、取り組むべき課題に対応した目標の設定と、これに基づくPDCAサイクルの確立。それから、取り組むべき課題に的確に対応するために、研究開発政策各階層（政策体系）の相互の関連づけを明確にして、最も施策の実効性が上がる段階でのPDCAサイクルを確立するというところでございます。

ちなみに、このPDCAサイクルの件につきましては、第4期基本計画の具体的な実行方策を検討しております別の専門調査会、科学技術イノベーション政策推進専門調査会でも、議論を進めてございます。

研究開発評価システムの充実に向けた具体的な方向としては2点ございます。

左の欄にございますように、研究開発政策体系におけるプログラム評価の導入・拡大ということでございます。

プログラムの定義でございますけれども、参考資料1をおめくりいただきたいのですけれども、2ページの左の方に概念図がございまして、政策、施策、事務事業という政策評価の方法の体系の中でプログラム、研究資金制度というものが、このプロジェクトの上の階層にございます。このようなプログラムというものを、プロジェクトを関連づけしてプログラム化を進めていき、それを評価していくというのが1点目でございます。

これにつきましては、参考資料1の7ページでございますけれども、関係プロジェクトのプログラム化とそれによるPDCAサイクル構築に向けた実行手順ということで、概念図でお示しをしているということでございます。

それから、その下に、またもとの1枚紙に戻りますと、研究資金制度のプログラム化というものがございまして、これも既にある研究資金制度を、特に終期が設定されていないというようなものがございしますので、そういったもののプログラム化をして評価をしていくということでございます。これは参考資料1の8ページにイメージ図を示しているところでございます。

次に、また1枚紙に戻っていただきまして、プログラム評価の導入拡大とあわせて大きな柱が、アウトカム指標による目標の明確化と、その達成に向けたシステムの設計ということでございます。アウトカム指標による目標を設定して、成果物の意図した効果を定めて、それに基づいてプログラムを運営し、あるいは評価をしていくということでございます。

これにつきましては、参考資料1の10ページにアウトプット、アウトカムといったところの概念が示されているということでございます。アウトカム目標の達成に向けた取り組みというものもございしますが、そのようなことが議論をされました。

1枚紙の方でプログラム評価の導入・拡大に向けた関連の取り組みということで、最後3点ございますが、プログラム評価における評価対象の明確化、評価の体制・方法の見直し、評価業務に携わる人材の育成というようなことを、この報告書ではおまとめいただいております。

先ほど申し上げましたように本報告書を踏まえて指針を改定していくということでございます。指針で取り組むべき内容はこういったことか、あるいはそういったことの表現等々ございますし、また、指針外で各省レベルで取り組むべきもの、あるいは推進方策として、その他指針外で取り組むべきものというものも当然あるかと思っておりますけれども、そういったことも今後の課題となろうと考えてございます。

最後、4ページでございますけれども、このようなことから、年内にこの指

針の改定をしたいということでございます。評価専門調査会において取りまとめた後、総合科学技術会議本会議に付議して決定し、内閣総理大臣に意見具申をする。内閣総理大臣決定の形になった後に各府省へ通知し、その後、各府省での指針への反映といったものが行われるという流れでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【奥村会長】 どうもありがとうございました。これまでの復習という御理解でいただいたら結構だと思います。

前回の改定するときにも、私、かかわってきた関係で1点だけ御理解を促すためにコメントさせていただきましますけれども、この資料の2の3ページ目をごらんになっていただきますと、現行指針の改定のポイントというところがありまして、一番上の箱に改定の経緯と書いてございます。その冒頭に研究開発力強化法という文言が出てまいります。これは実は、その注が書いてございますように、平成20年に法律化されたものですが、ここで実は「イノベーション」という言葉が法律用語として我が国に初めて登場してきた、そういう経緯がございます。それは、相対的に日本の国際的なポジションが低下してきているという危機感に基づいて、やはり各国ともイノベーション創出を政策に掲げている以上、私どももそういった路線を強力に進める必要があると、そういうことでこの法律ができたわけございまして、その基本的な考え方を踏まえてポイントの改定が行われておりまして、特に、この評価ポイントの問題の国際性の欠如と書いてありますけれども、このあたりを、その精神を反映して評価でも重視するべきではないか。これが前回の一つのポイントで、このピンク色の冊子になっているという経緯でございます。

これから具体的に、ワーキンググループでおまとめいただいた内容を、この冊子の形の文言に落としていくという作業がございます。文章化していくという作業がございますが、その作業に入る前に、ただいまの事務局の説明で何か御質問等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に進ませていただきます。

それでは、具体的に大綱的指針の改定案を文章化していくこととなりますので、その事務局からの提案を説明していただきます。事務局、お願いします。

【相原補佐】 失礼いたします。参事官補佐をしております相原と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料4-1及び4-2に基づきまして御説明させていただきます。まず、資料4-2の方からご覧いただければと思います。資料4-2の1枚目でございます。

こちらにつきましては、平成20年に策定されました現行指針を左側に置き

まして、大きな構成をご覧いただきたいと思っております。現行指針の第2章、対象別評価の実施におきましては、4つの大きな柱が立てられております。1つは研究開発課題の評価、2つ目といたしまして研究者等の業績の評価、3つ目として研究開発機関等の評価、4つ目として研究開発施策の評価とされております。今回の改定におきましては、第4期科学技術基本計画において科学技術イノベーション政策の推進がうたわれていることから、利活用までイノベーション政策を推進するという観点で、先ほどの御説明にもありましたように、研究開発プログラムの評価を位置づけるという、これが改定の柱となっております。このため、右側に改定案（案）としておりますけれども、赤字で書いておりますとおり、研究開発プログラムの評価につきまして、まず第1として、その位置づけを明確化してございます。

研究開発プログラムの評価を導入するに当たって、現行指針における研究開発施策の評価につきましては、これまでもいわゆる研究開発プログラムの評価であるというふうにとらえられてきておりましたことから、この内容を研究開発プログラムの評価として見直した改定案として置き直すということで、赤の矢印にございますように位置づけてございます。それ以外の構成につきましては、研究開発課題の評価、研究者等の業績の評価、研究開発機関等の評価をそのまま従来どおり置いているという構成になってございます。

それでは、具体的な改定案につきまして、資料の4-1に基づきまして御説明させていただきます。

なお、現行指針と改定案を見比べる場合もあるかと思しますので、その際には資料4-2の該当箇所を紹介しながら御説明させていただきます。

資料の4-1をまず1枚おめくりいただきまして、目次がございます。今ほど御説明申し上げましたとおり、赤字のところは今回見直した修正の案でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんいただければと思います。説明におきましては、赤字のところを中心に御説明させていただければと思います。

まず「はじめに」とありまして、科学技術基本計画における評価の位置づけにつきましては、第4期基本計画において、課題達成のための科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとともに、イノベーションの源泉となる科学技術を着実に振興していくため、研究開発の推進から、その成果の利用、活用に至るまでの科学技術イノベーション政策を効果的、効率的に推進する観点から評価システム改善及び充実について位置づけているということを追加しております。

その下でございます。研究開発評価への取組の経過につきましては、大綱的

指針の改定の経緯といたしまして、第3期基本計画を踏まえた改定内容である評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等を追加しております。

次に、研究開発評価の改善への取組の充実といたしまして、現行指針に規定されている①から③、研究開発成果の国民・社会への還元や、的確で実効ある評価を実施すること、それから、②過重な評価の作業負担の回避、③国際的な観点からの評価の実施に加えまして、第4期基本計画の趣旨を踏まえた記述の追加をさせていただきます。

2ページでございますように、①研究開発の推進から、その成果の利用、活用に至るまでを視野に入れて、取り組むべき課題に対応した目標の設定等と、これに基づきPDCAサイクルを確立すること、②取り組むべき課題に的確に対応するために、研究開発政策各階層（政策体系）の相互の関連づけを明確化し、最も実効性の上がる階層においてPDCAサイクルを確立することなどの観点から、評価システムを充実することが必要になっている。こういった観点から、今回の指針を見直すということを入れてさせていただきます。

次に、1つ飛んでいただきまして政策評価、独立行政法人評価及び大学等の評価との関係でございますけれども、ワーキンググループでおまとめいただきました資料にもありましたとおり、1行目でございますけれども、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」につきましては、研究開発評価と政策評価体系との関連につきまして、第2章以降定義を書いていくこととなりますので、こちらについても赤字のとおり略称を追加させていただきました。

なお、本指針のフォローアップ等につきましては現行指針のとおり、従来どおりでございます。

4ページをご覧くださいいただければと存じます。

第1章の基本的考え方におきまして、1として評価の意義が書かれております。こちら、①から⑤とあるのですけれども、こちらについては資料4-2の7ページをご覧くださいいただければと思います。

資料4-2の左側に現行指針の案として①から⑤のとおり、意義が書かれております。①では研究開発の成果の国民・社会への還元の効率化、迅速化という形で書かれてございましたけれども、こちらも第4期基本計画の科学技術イノベーション政策の効果的・効率的な推進の内容をより明確化するために、右側の対照表にありますとおり改定案として修正させていただいております。

なお、この②から⑤として、評価の適切かつ公正な実施、それから研究開発の効果的・効率的な推進、国費投入に関する国民への説明責任を果たすこと、それから評価結果の資源配分への反映による研究開発の重点的・効率的な推進が挙げられてございます。

資料4-1にお戻りいただけますでしょうか。

資料4-1、2. 本指針の適用についてでございます。本指針が対象とする研究開発評価でございますけれども、①研究開発プログラム、②研究開発課題、③研究者等の業績及び④研究開発機関等の評価を指すというふうにしてございます。これは3つ目のパラグラフに赤字でございますとおり、第4期科学技術基本計画において、研究開発政策の体系として、政策－施策－プログラム・制度－研究開発課題の4階層とされておりますことから、科学技術イノベーション施策の推進のために研究開発課題をプログラム化し、その評価を実施することを通じて次の研究開発につなげていくことが重要であり、プログラム・制度の階層における評価をより一層推進する必要があるとしてございます。

また、ここで注3といたしまして、施策、プログラム、また課題について、政策評価体系に基づいた定義を改めて記述してございます。

1枚おめくりいただければと思います。

5ページから6ページでございますけれども、こちらは3. 評価関係者の責務として、(1) 研究開発を実施又は推進する主体の責務、(2) 評価者の責務、(3) 被評価者の責務、それから、4. 効果的・効率的な評価の実施として(1)から(3)まででございますけれども、特に修正を施してはございません。

次に7ページでございます。

こちら、5. 評価実施体制の確立といたしまして、(1) 評価実施体制の充実、(2) 評価人材の養成・確保、それから6. 評価の国際的な水準の向上とございますけれども、こちら、特に修正はしてございません。

それでは、8ページ、具体的なプログラム評価の記述でございます。

まず、先ほど申し上げましたとおり、まずIとして研究開発プログラムの評価を位置づけております。研究開発プログラムの評価につきましては、研究開発の目的、政策上の位置づけを明らかにした上で、研究開発プログラムを実施する主体である府省または研究開発法人等を対象として実施するとしております。なお、現行の指針において書かれております研究開発施策の階層における評価につきましては、政策評価法の体系に基づきまして、研究開発プログラムまたは課題の階層における評価結果を活用して取り組む。これは研究開発評価の重複を避けるということと、また効果的・効率的に推進するという観点から、その下位の階層であるプログラム、課題における評価結果を活用して取り組むということとさせていただきます。

その下、1. でございます。研究開発プログラムの意義等として、(1) 研究開発プログラムの意義としております。こちらにつきましては、現状の研究開発は、研究開発課題の単位で行われることが一般的だが、施策の目標に対す

る各研究開発課題の位置づけ、関連づけが不明確であるため、結果として研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されていないことが多いとしております。また、イノベーションを生み出していくためには、研究開発プログラムを実施する主体が、施策の企画立案段階においてあらかじめ各研究開発課題等の手段を総合化した研究開発プログラムを設定し、そのもとで必要な研究開発課題等を配置し実行することが求められるとしてございます。

その下でございますが、また、イノベーションを継続的に生み出していくためには、研究開発が社会的・経済的な価値の創出にどのようにつながったかを定性的または定量的に把握・分析し評価し、その次の研究開発プログラム等に反映することが重要であるとしております。このため、研究開発プログラムの目標設定におきましては、ワーキンググループの報告書にございますとおり、その目的・性格に応じてアウトプット指標及びアウトカム指標を用いることが望ましいとしております。また、このアウトプット指標及びアウトカム指標の定義につきましては、注4として入れてございます。

9 ページをおめくりいただければと思います。

次に、プログラム設定の基本的な考え方でございますけれども、研究開発プログラムとして備えるべき構成要素及び基本的な枠組みについて記述しております。①から⑤にありますとおり、まず、①研究開発プログラムにより解決すべき政策課題及び時間軸を明確にした検証可能な目標を設定するとともに、上位の階層である施策における位置づけが明確であること。②目標の実現に必要な研究開発課題及び必要に応じ研究開発以外の手段のまとまりによって構成され、目標達成に向けた工程表（手段やプロセス）が明示されること。なお、この②の「必要に応じ研究開発以外の手段」とございますけれども、こちらにつきましては、ワーキンググループの報告書において、例えば規制、制度、そういった手段も含めて必要に応じてプログラムとして組み込んでいくとされております。③研究開発プログラムの見直しに係る手順が明確であること。④研究開発プログラムの実施主体と、個々の研究開発課題の実施または推進主体との役割分担及び責任の所在が明確であること。⑤研究開発課題に共通するマネジメントと評価が行われることとしてございます。

なお、(3)につきましては、委員の先生方に事前に資料をお送りさせていただいたものから構成を追加しているところでございますので、補足して御説明を申し上げます。

プログラム設定の推進といたしまして、(1) (2)、上記の基本的な考え方に基づきまして、推進のため、府省または研究開発法人等は、それぞれの組織の機能に合わせて、研究開発プログラムの設定、新たなプログラムの新設または各種の研究資金制度のプログラムへの移行等に可及的速やかに取り組むこ

と。なお、プログラムにおいては、特にプログラムディレクターやプログラムオフィサーの常勤化も含め、研究開発プログラムの実施主体等におけるマネジメント体制の強化・充実が必要であることとしております。

また、注5といたしまして、プログラムディレクターとプログラムオフィサーの定義について、平成17年の大綱的指針における整理を参考に加えてございます。

2. 評価の実施主体、それから評価者の選任におきましては、研究開発プログラムとしたことに伴う文言の整理をさせていただきます。

次に4. 評価の実施時期でございます。ワーキングの報告書におきましても、アウトカム指標の導入による事前評価の強化、それから工程表の明確化、追跡評価の実施が挙げられております。その内容を指針に落とし込んだものでございます。

まず10ページの冒頭、事前評価におきましては、さらに必要な追加事項といたしまして、上位施策や他の施策との関連に基づき、研究開発プログラムの目標と工程表の妥当性、それから研究開発課題の構成の妥当性を評価すること。終了時の評価においても、目標の達成状況や成果に加えて、目標の設定、工程表の妥当性についても評価すること。3つ目のパラグラフ、このほかのところでございますが、中間評価においては、目標の達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、進捗状況を踏まえた工程表の見直しの必要性について検証することを追加してございます。

さらに、研究開発プログラムが終了した後一定の時間を経過してから実施する、いわゆる追跡評価でございます。こちらについては追跡評価との記述が現行指針に入っているところでございますけれども、加えてアウトカム指標等を用いた追跡調査についても追加しております。この追跡調査・評価につきましては、国費投入額が大きい重点的に推進する分野など、主要な研究開発プログラムから対象を選定して実施するとしております。これは研究開発プログラムのすべてを追跡調査・評価していくことについて、平成20年の指針でうたわれております、過重な負担を避けるという観点から、このような案とさせていただきます。また、その際、研究開発実施主体に過度の負担を与えないよう、プログラムの内容を踏まえ効果的な実施方法を用いるとともに、研究開発を終了する前に、収集可能なデータ等について十分な検討を行うなどの工夫が望まれるとしております。また、追跡調査・評価の結果について、それを次のその後の研究開発プログラムの形成や評価の改善等に効果的に活用するという形で追加させていただきました。

5. 評価方法でございます。

(1) 評価手法におきまして、「評価の手法は、その対象や時期、評価の目

的や入手可能な情報の状況等に応じて」とございますけれども、ここの赤字につきましては新旧対照表の方、資料４－２の１７ページをごらんいただければと思います。

資料４－２の１７ページにおきましては、現行指針においては「具体的な指標・数値による評価手法を用いる」とされております。この具体的な指標・数値による手法について、プログラム評価の導入とあわせまして「アウトプット指標やアウトカム指標による評価手法を用いる」という形で明記させていただいております。

資料４－１にお戻りいただければと思います。１１ページでございます。

１１ページにつきましては、必要な文言の整理をした上で、６．評価結果の取扱いについても修正を加えてございます。こちらにつきましては、評価結果の活用を次の研究開発プログラムにつなげていくこと必要であることから、その旨を具体的に記述して修正してございます。

２つ目のパラグラフですけれども、「研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、研究開発プログラムの構成・運営の見直し、研究開発プログラムを構成する研究開発課題の新設又は中止など、研究開発プログラムの改善又は中止に反映していく」と入れてございます。

以上が研究開発プログラムの評価についてでございます。

１２ページ以降は研究開発課題の評価でございます。研究課題の評価につきましては、プログラムの下位の階層における評価となります。こちらにつきましては、今回は大きな修正はございませんので従来どおりとさせていただいておりますけれども、１３ページ、先ほど御説明いたしました具体的な指標・数値による評価については、研究開発プログラムと同様にアウトプット指標やアウトカム指標による評価を追加させていただいております。

また、１４ページ以降、評価結果の取扱いについて必要な文言の整理を行ってございます。

１７ページ、１８ページをごらんいただければと思います。

１７ページは、Ⅲ、研究者等の業績の評価が書かれております。こちらについては修正はございませんけれども、簡単に御紹介いたしますと、研究者等の業績の評価として、個人のインセンティブとなるよう、その処遇や研究費の配分に反映させるといったこと、それから、研究支援者の協力が不可欠であって、研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献等を適切に評価することが必要といったことが記述されてございます。

最後に１８ページでございます。

研究開発機関等の評価といたしまして、具体的な機関の評価について記述しております。こちらについても特段修正はございません。１．評価の実施主体、

2. 評価者の選任、3. 評価の実施時期、4. 評価の方法、5. 評価結果の取扱い、ここまでが共通する事項でございます、6. といたしまして、研究開発機関等の性格に応じた評価が書かれており、大学、研究開発法人、その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価という形となっております。

最後に補足でございますけれども、ワーキングの取りまとめにおきまして、プログラム評価の導入に伴いまして評価部門を独立させることが必要であるといった提言がございました。こちらにつきまして、事務局としてどのように指針に盛り込んでいくかを検討した次第でございます。

少し前後して恐縮でございますけれども、資料4-1の7ページをごらんいただけますでしょうか。資料4-1の7ページ、5. 評価実施体制の確立とございます。(1) 評価実施体制の充実ということで、「評価を実施する主体は、評価部門を設置し、国の内外から研究経験のある人材を適性に応じ配置するなど、効果的・効率的な評価の適切な運営と・・・」とありまして、こちらに評価の部門を設置するということが既に記述されてございます。この部分につきましては、第1章の基本的な考え方でございますので、研究開発プログラムの評価にとどまらず、研究開発課題の評価についても、その評価を実施する際に評価部門を設置することが既にうたわれております。「評価部門」とありますので、部門として独立した組織であるということでございますから、指針の文言上は規定されており、あとはそれを実行上どう確保していくかといった問題であると認識しております。このため、案といたしましては修正をしない方向で御提案させていただいております。御議論のほどよろしく願いできればと思います。

事務局からは以上でございます。

【奥村会長】 どうもありがとうございました。

今、文章を御説明いただきました。これから先生方に御議論いただきたいのですが、御議論していただく上で、どれだけの時間があるかということを確認したいと思います。その後の資料5というのが先生方のテーブルにあるかと思いますが、今のところあと2回ぐらい開催できそうなのですが、ただし、2回の会議で別の案件も入っていますので、それぞれ2時間のうちの半分ぐらいの時間しか割けません。最終回の第99回と書いていますところでは、もうこれは本会議に付議する文案として最終成案をいただきたいと、こう思っておりますので、実質的にはきょうと、それから次回の会議ですね。ここで実質的な御議論をいただいて文言もある程度確定したい、そういうスケジュール感をもとにこれから御議論いただきたいと思います。

議論の仕方ですが、これは私の方の提案ですけれども、やはり今回、プログラムを設定するという方向性を大きな柱立てにしております。したがって、そ

の文言が入っているわけですが、全体で見て、その考え方に抜けのある大きな柱立てがあるのかないのか。つまり基本骨格で問題があるのかないのかという話がやはり一番大きいと思いますので、そこをできるだけ注意深くごらんになっていただきたいというのが1つと、それから、プログラム評価の今度は中身の話ですね。中身の話について、まだ重要な点の抜けや誤りがないかどうかということ。それから、あとは文言の問題ですね。特に、現行の指針、つまり黒字で書かれているところとの整合性を、ぜひ注意して見ていただければありがたいと思っております。

以上、ちょっと問題提起させていただきましたけれども、御意見のある方からお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

天野委員から。

【天野委員】 2点、教えていただきたいと思います。全体的な流れとしては非常にいいと思います。ただ、いいのですが、とても難しいだろうなというのを感じています。

それで、第一に教えていただきたいことなのですが、この研究開発プログラムの設定の推進という9ページの設定する一番上位のところなのですが、各省庁をまとめる内閣府的なところが最初のプログラムを設定されるのかなというイメージを持って聞いていたのですが、この9ページを見ると、このプログラム設定の推進というところで「基本的な考えに基づき、府省又は研究開発法人等は、それぞれの組織の機能等に合わせて」と書いてあるので、ここを見ると、各省庁でプログラムを設定するというようなイメージかと思うのですが、いろいろな課題が重なるというのは省庁の中ではなくて、各省庁ごとに、経済産業省だったり国土交通省だったり、そういうところで重なることの方が多いいのではないかなという気がするのですが、この辺について教えていただきたいと思うのが1点です。

もう一点、評価者ですね。新しく対象をおつくりになるということによろしいと思うのですが、こういう全体の社会実装まで含めたところの評価をされるということになると、いわゆる純粋な研究者だけではなかなか難しいのではないかと思います。研究は、基盤的な研究と実用化研究とあると思うのですが、この実用化研究がわかる研究者というか、評価者をぜひお入れになるべきだろうと思うのですが、そういう方ってどこにいるのだろうというのを教えていただきたいなと思っております。

【奥村会長】 先に事務局、何かありますか。今の御質問に。

【佐藤参事官】 2番目の方でございませうけれども、現在も、例えば社会的な実用化を目指した研究というのはございませう。そういった中では、それは研究プロジェクト単位での評価がなされる場合が非常に多いわけですが、そ

うといった際にも、例えば実用化であれば、それを使用するユーザー側の視点をお持ちの方とか、外部評価の場合はそういう方が委員に加わっているという実態があるかと思しますので、そういった方が一つあると思います。

他方、確かに今、調査分析といいますか、そういうアウトカムといった形で見たとときに、専門的な知見をお持ちの方を探す必要はあるかもしれませんが、ただ、そういったことについては、むしろすぐという部分ではなくて、ここで言っているアウトカム指標をきっちりやって、それを回していくということはある一定期間積み重ねることによって、データもどんどん出てきて、その結果が横でもつながって開示されて、いろいろな形で広がっていくということで、そういう評価する能力といいますか、基盤となるものが出てくるのではないかなど、そのような考えでございます。

したがって、ある程度長い目線でそういう方向に持っていくというような視点も必要なのではないかなという形で議論はしてございました。

【奥村会長】 ちょっと補足しますと、もうおっしゃるとおりで、ですから、これは評価の委員会に、研究以外に例えば事業部門の人を呼んでくる、それは今でもできます。ですから、プログラム、プロジェクトの性格によって適正なメンバーを今でも選ぶことができますので、同じようにより適切な人を選んできちんと評価してくださいと、これはそういうことです。

それから、最初の1点目は、これは私が答えるのがいいのかわかりませんが、まず各府省にこれを向けて出します。御指摘のように、いろいろな課題が、いわゆる府省の縦割りとよく指摘されますように府省にまたがることが多いのは、これは事実でございます、ただし、施策を推進、あるいはプログラムを推進する基本単位は、やはり各府省の責任でもありますし業務でもあるのです。ですから、まずはそこできちんとプログラム等を設定してください。府省にまたがるものについては、我々のこのようなところは別途調整機能を働かせて、よりよく、今でも例えばそういうような方向の府省連携の政策誘導を行っておりますけれども、言ってみると、運用の中で調整を行っていくと、そういう構造になっていると思います。全く御指摘のとおりなのですが、運用の話と、それから事業主体としての府省の役割というのがありますので、そこをいかに整合をとるようにやるかということで、まずは府省の方でプログラムをやっていただきたいと、それが今回の趣旨でございます。

上野委員。

【上野委員】 私はワーキンググループのメンバーでしたので、文章化されました大綱的指針の改定案について気づいた点を何点か述べさせていただきたいと思っております。

まず最初、改定案の4ページのところで、先ほど奥村議員もおっしゃったよ

うに、プログラムという概念を今回新しく入れましたので、このプログラムが従来使われてきた用語とどういう関係にあるのかということをごここで明確に説明をしていくことが、これから各府省がこの指針を使っていくに当たって非常に重要な点ではないかと考えております。そのためには、参考資料の1であります、ワーキンググループによる研究開発評価システムの充実に向けた検討の取りまとめの2ページのところをもう少し丁寧に反映したほうがいいのではないかなという印象を持ちました。

具体的には、改定案の4ページの下から1段落目の「第4期科学技術基本計画においては」というふうに赤字で書かれているところなのですが、ここに「研究開発の政策体系は、政策－施策－プログラム・制度－研究開発課題の四階層とされており」と書かれている、ここはそのとおり事実なのですが、研究開発評価システムの充実に向けた検討の取りまとめの方の3ページの2段落目にもありますように、「我が国の場合には、『プログラム・制度』を構成せずに独立した個々の『プログラム』が、施策の中心的な実行手段となっている」ということで、各府省の方の慣れていらっしゃる言葉というのはプロジェクトですので、ここでそのプロジェクトがどういうふうに、どこに位置づけられるのかというのを述べる必要があるのではないかなと思います。

4ページ目の注の3のところの最後のところで「また、プロジェクトは」というふうに出てはくるのですが、実際にワーキングの取りまとめの2ページの下から2段落目、2ページに図がありまして下から2段落目のところにも書かれておりますように、研究資金制度とは独立した形で、1つまたは複数の研究開発課題で構成されるプロジェクトが、施策における関連づけが明確にされないまま実施されているということもありますので、このプロジェクトというのがどの位置づけになるのかというところをもう少し明確にしたほうがいいと思います。

さらに、改定案5ページ目で赤字の最後の部分に「プログラム・制度、研究開発課題については、いずれも、政策評価体系に基づく事務事業に該当するものであり、施策の実行手段である」とあるのですが、これは事実なのですが、これが最後に来ますと、プログラム・制度と研究開発課題が事務事業としてまるでイコールであるように聞こえてしまうので、ここで重要なことは、ワーキングの取りまとめの2ページにありますように、プログラム・制度が研究開発課題よりも上位の階層で、かつまたプロジェクトもプログラム・制度に比べて下位の階層にあるという、このプログラム・研究資金制度とプロジェクトと研究開発課題のそれぞれの上位、下位の関係をもう少し明確に書いたほうがいいのではないかなと思います。

2点目は、同じく改定案の4ページ目の注の3のすぐ上の段落の下から2行

目のところに、「研究開発課題をプログラム化し」というふうに書かれているのですけれども、これは、少々違和感を覚えます。9ページのところに(3)のプログラム設定の推進というのがありまして、プログラム設定の手法として書かれているところがありますけれども、9ページ目の(3)の2行目で、新たなプログラムの新設というのには、余りワーキングの取りまとめの方には書かれていないのですけれども、もちろんあると思うのですが、取りまとめの方でプログラムを設定する大きな2つの方向性として書かれているのは、取りまとめの5ページにあります「プロジェクトの関連づけによるプログラム化」、プロジェクト単位で目標が設定されて、プロジェクト単位で施策が実施されることが多いわけなのですけれども、そのときにプロジェクト同士の関連づけ、位置づけが必ずしも明確にされていない、それを総体として効果が発揮されるようにプログラム化するというものと、それから、もう一つ、各種研究資金制度のプログラムへの移行という、この2つの方法だと思いますので、この9ページ目のところは「新たなプログラムの新設、またはプロジェクトの関連づけによるプログラム化、研究資金制度のプログラム化等」というふうにしたほうが良いと思います。

また、4ページ目のところに、従いまして、「研究開発課題をプログラム化し」とあるのは、ちょっと後ろの記載内容と一致しないのではないかと思います。

それから、評価のやり方の内容について気づいた点としまして、追跡評価・調査について書かれているところが改定案の10ページ目の上から3段落目のところにございますけれども、ここに赤字で「追跡調査・評価については、国費投入額が大きい、重点的に推進する分野などの主要な研究開発プログラムから対象を選定して実施する」とあるのですけれども、これは現行の指針に書いてあることです。取りまとめの方の14ページ目のところで追跡評価・調査について書かれておりますけれども、14ページ目の2段落目の2行目の真ん中ぐらいのところから、「追跡評価については、これまで、大綱的指針において、国費投入が大きい、重点的に推進する分野などの主要な研究開発課題を選定して実施するとされており、どちらかといえば副次的な評価として位置づけられてきている」とあります。これを、このワーキンググループの提案としては、4段落目の2行目、真ん中あたりからですけれども、「より積極的に位置づけて実施対象を拡大するとともに、第4期科学技術基本計画の趣旨を活かすには、全てのプロジェクト（研究開発課題）について追跡調査を行っていくことが望まれる」というふうに提案をさせていただいていますので、この点をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

また、大綱的指針の改定案の方で、10ページの上から3段落目の赤字の部

分、下から3行目の赤字の部分に、「研究開発を終了する前に、収集可能なデータ等について十分な検討を行う」とあるのですけれども、この部分につきましても、取りまとめの14ページの最後の段落、「今後アウトカム指標による」から始まる最後の段落で、下から7行目から書かれているように、「必要な成果指標としてどのような情報やデータを収集できるのかをプログラムの前の段階で十分に検討」するというふうに提案させていただいております。「研究開発を終了する前」ではなくて、「プログラムの開始前の段階」で検討する、そして、追跡調査・評価を有効に行うためには、「プログラム終了後も情報収集に協力を求めることを助成や委託の条件にすることが必要」と思いますが、これも取りまとめに書かれておりますので、この辺りも反映していただけるとよいかと思っております。

以上です。

【奥村会長】 事務局もフォローができていますのかどうかというのは……。今、何かお答えできることがあれば。

【佐藤参事官】 幾つか御指摘をいただいた点で、特に追跡調査・評価にかかわる部分、この報告書と違っているのは事実です。むしろ現実可能性を加味して、どこまでやるのかということで、我々としては、このプログラム評価は可及的速やかにとしてございます。けれども、こういった取り組みについて、例えばすべての課題について追跡調査をするというのは、相当大変なことではないかということも考えましたので、そういうことも加味しまして、この指針ではそのような考え方に立ってございます。

それから、例えば収集可能なデータについての検討も、プログラム開始前に十分に検討するということは現実的にできるのかということも加味をしまして、遅くとも終了前というような意味合いで、その中にはプログラム開始前ということも当然入っているわけですので、そのような趣旨で対応しているということでございます。

それから、プログラム化という言葉については御指摘のとおりでございますので、表現については検討させていただきたいと思っております。

それから、冒頭のプロジェクトの部分、これも確かに各省に伝達する意味で、どこまで書いておくべきかという点で、わかりやすく書かなくてはいけないというのはごもっともだと思います。他方、我々、作業しているときに苦慮したのは、この指針というものの性格上、ある程度シンプル、スリムになった構造になってございますので、それとの整合性でどこまで丁寧に書くのか。もし書き切れない部分は別の手段、例えば各省への説明ですとか、それを補足するようなドキュメントをさらに出すというような手法、そういったこともあるのかなと思いつつやっております。ただ、各省に対してきちんとわかり

やすくやることによって初めて意味が出てくるというのは御指摘のとおりだと思っております。

とりあえず以上です。

【奥村会長】 上野委員、今のお答えに何か。

【上野委員】 追跡調査・評価が負担になってはならないというのは、そのとおり事実なのですけれども、可能かどうかという観点も含めてワーキングでは相当な議論をさせていただきまして、やはり今回のイノベーションというところを目指していく、それから第4期の科学技術基本計画を実施していくに当たってはやはり重要だろうということで、このような最終的な取りまとめとしてまとめさせていただいた経緯がございます。今のままですと、もとの大綱的指針のままということになってしまいますので、ここはもう少し、やはりせつかくワーキングを7回も開いて検討してきた成果として、追跡調査・評価は非常に重要だという結論になって、ここに参加されていらっしゃる皆様が一通り議論をしてきた結論として出てきた今の文章というのがありますので、もう少し書き込んでもいいのではないかなと思います。せつかくのワーキングの取りまとめも、すべてのプロジェクトについて絶対行うべきとは言っておらず、すべてのプロジェクトについて行っていくことが望ましいという書き方ですし、どのようなデータが必要かを検討するというのも、実際にもう既にやっていたりする府省があり、追跡調査・評価も実際に実行例もあるわけで、プログラム開始前に決めることが不可能かということ、そのようなことはないと思いますので、ここはもう少し書いていただいてもいいのではないかなと思います。

【奥村会長】 もう御指摘のとおりなのですけれども、すべてということ、実態はすべてやらないということとほぼ等しくなるおそれがあるのですよ。ですから、問題点は、まさにワーキンググループの報告書にも書いてあるように今は副次的な取り扱いになっておりまして、やったりやらなかったり、やってもその後のPDCAに反映されないと、それが一番大きな問題だと私は思っています、実質を確保する何かいい表現があるといいのですね。やるものに対してはきちんとやりなさいということを書き込めるというのが私は本質的なことではないかと思っているんですが、なかなかいい表現がない。何かどうですか。長我部委員。

【長我部委員】 まさに精神はそのとおりだと思います。今、適当な言葉があるかと言われると難しいのですけれども、文言を工夫して、すべてというよりやるべきものをやるというように表現できればと思います。

それから、あと1点、先ほどの事務局の御説明で、データの事前検討に関しまして、事前にデータを集めるという趣旨でおっしゃったかと思うのですけれども、これはデータを集めるということではなくて、どんな種類のデータが集

められるかということを経前に検討しておいて、それを後に生かすという趣旨でございますので、これは必ずしも不可能ではないかと思ひます。検討の意図と違つたのかなという気がしましたのでコメントさせていただきます。

【佐藤参事官】 私の説明が悪かつたかもしれませぬけれども、そのような意図の上で、ただ、その現実問題として、すべてについてそういったことが可能かどうかということ申し上げたということでございます。

【奥村会長】 これも同じなのです。すべてと言うと例外なくということなのですけれども、そうすると今度は形骸化するおそれがあつて、何かこれもいい表現があると……。ですから、すべてと言うと、役所から見ると、それは無理だろうと、こういう話になるので、何かいい表現があると大変結構なのですけれども。なかなかいい表現がない。しかし重要なポイントだと思ひますので、この後また先生方に別途コメントがあつたらお願いしてくださいと最後をお願いしようと思つたのですが、この2点に関していい表現がございましたら、ぜひ事務局のほうへ後ほど送つていただきたいと思ひます。

それでは、それ以外の論点について、浅見委員。

【浅見委員】 前の指針が出た後、若干社会の動きが変わつてきた部分、それから、さらに強まつてきた部分とあると思ひますが、それは、これ自身というのは少し間接的な影響の部分だと思ひますが、まず1つは雇用の問題でして、こういうプロジェクトというのは必ず研究者を雇用するということが出てきたりするのですが、その場合の研究者の雇用について、最近の法改正で、5年を超えて雇用する場合に、それをずっと本人が望めば永久にというような仕組み改正になりまして、そうしますと、ここの趣旨はどちらかという評価をして、評価を反映させて、例えばやめるべきものは速やかにやめるということ。それは効率化の観点から当然のことだと思ひますが、一方でそういうような法制度がありますと、なかなかそれが難しくなるということで、そういったことについて研究プロジェクトのファンディング側としてはどういふような方針にすべきなのかということは、ちょっと書いてもよかつたのかなという感じがいたしました。

それから、もう一つはプログラムオフィサー等の常勤化ということなのですが、これ、実態としては、いろいろな公務員の数の削減という力非常に強くなつてきておりますので、それぞれの府省等において非常に苦勞されているのではないかと思ひます。これは当然、これを出したからといって財政的措置を保障するというわけじゃないと思ひますけれども、そういった、さらに厳しい環境であるという中でのこういった表現というのは、これでいいのかどうかというように検討してもいいのかなと思ひまして、ちょっと気になつたので申し上げます。

あと、実は私、これは非常に抽象的に書かれているのでわかりにくかったのですが、実際に取りまとめの具体例だとか、特に表の8とか図の1、4、5のようなものを具体的に入れていただくと非常にわかりやすいと思ったのですが、先ほどの佐藤参事官のお話では、説明資料を別途つくるといことですので、場合によってはそちらに入れていただくのでもいいかもしれません。一応それは感じた印象を申し上げます。

以上です。

【奥村会長】 それは別の法律体系の話ですね。研究者の労働契約法の問題を御指摘されていると思うのですが、これは別の法律体系であって、我々もその件に関して研究者とのかかわりでは問題意識を持っておりまして、内部でも議論しておりますし、ある種の意見を既に表明してございます。それから、公務員の定員の問題等、これはありますので、それらをここに全部書き込むということは、こういったものの趣旨ではございませんので、これはそれぞれ、先ほど申しましたように各府省は事業主体ですので、各府省がそれぞれそういう法律体系、あるいはこういう指針を参考にされて事業を組み立てていくというのは府省の役割なので、ここでそういったもの全体を入れるということにはならない。

ですから、各府省が実際に実行しようとするときには、そういう今御指摘のような問題に直面するということは、それは容易に我々も想像がつきます。そこでどういう現実的な工夫ができるのかというのは、また相談して進めていくと、そういうことになろうかと思えます。よろしゅうございましょうか。

【浅見委員】 かなり共通的な問題だと思うので、何かある種の指針が本当はあると、各府省においてもいいのかなと思って発言したという趣旨です。

【奥村会長】 あと何か。

玉起委員。

【玉起委員】 4 ページの本指針の適用のところなのですが、3つ目のパラグラフのところ「研究開発の政策体系は、政策－施策－プログラム・制度－研究開発課題の四階層とされており」とあります。この総合科学技術会議の別の専門調査会でアクションプランというのを立てていらっしゃるんですが、アクションプランはこの研究開発の政策体系とどういう関係にあるのか、というのがわからなくて、参考資料の3－1に政策体系の全体図というのがありましたので、それを見てもみましたが、そこにもアクションプランについては触れられていませんでしたので、実際どういう関係になっているのか、教えていただけたらと思えます。

【奥村会長】 これは私のほうから。

アクションプランというのは、既に平成22年度から試行しておりまして、

これは各府省の政策誘導、あるいはプロジェクトを或る目的の方向で検討してくださいという方法論として導入しているのです。御指摘のように、それらのあそこに挙がっているような政策課題とか重点的取り組みというのは、この政策体系の中のどの階層かということは、今のところまだきちんと決められておりません。御指摘のように、こういう格好になりますと、アクションプランの柱立てがどの単位になるのかということも、今後我々、並行して検討していく必要があるのだろうと、私は個人的に思っております。大変重要な御指摘をいただいていると思っております。

あと、ほかに。

【中村委員】 ありがとうございます。

実は、先ほど御質問された天野委員とか上野委員と同じようなイメージ、私も実はワーキンググループに入っております、これはかなり取りまとめのところでも少し意見を言ったのですけれども、おまとめになるのにすごく苦労されたというのは重々わかりますし、ある大きさの中に入れなければいけないということでこうなったということも重々理解できるのですが、これは下手をすると、プログラムがプロジェクトと読みかえられてそのままじゃないですかというイメージを受けかねませんので、そのあたり、ちょっと書き込んでいただいてというか、書き込んであるのですけれども、やはりわかりにくいような気がいたします。そこは、ではどう書いたらいいのかと言われるとちょっとわからないのですが、少し考えたほうがいいのかないかなという気がいたします。

それとあと、天野委員が言われたように、ある意味これはアウトカムをかなりきちんと評価しますよということが、ちょっとメッセージとして前回と違うような気がするのですね。そういうことに関して、評価実施体制の確立という7ページのところで、評価実施体制を充実しなさい、人材育成しなさいという、これは前回も書かれていて同じなのです。しかし、中身がそこら辺まで突っ込んでいますよということが何かわかるようなメッセージを発するのか発しないのか、そのあたりもちょっと考えたほうがいいのかないかなということで、もしこれがこのままだとすれば、できたら、先ほどから言われていますように、このままではないと思います。参考資料1のワーキンググループの取りまとめそのままを出すことはないと思うのですけれども、ある種、これをベースに何か、配付資料なのか、どういう位置づけになるかわかりませんが、ぜひこういうことがあってこうなっていますということがわかるような形で最終的に出していただけるとすごくいいのではないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

【奥村会長】 全く御指摘のとおりで、言葉が変わっただけじゃないかという

のは、極めてある意味では適切な御指摘なので、さはさりながら、附属資料をつくったりすると事務局も言っていますので、それはそれで実行したらいいと思うのですが、やはりポイントはこの本紙ですので、この本紙の中に的確な表現、趣旨が生きるように、このワーキングで得た結論を、そういう形にやはりできたらしたいと、こう思っております。ですから、事務局も大変苦勞したのですけれども、ぜひ先生方のお知恵をお借りして、この短い指針の文案の中に組み込みたいと思いますので、文案の御提案も含めて助けていただけると大変ありがたいと思っております。

高橋委員。

【高橋委員】 今回のワーキンググループが打ち出したのは、今おっしゃったアウトカム指標の評価に変えていくということと、プログラムという考え方を入れて大括りな評価に変えていこうと、ある意味プロジェクトごとに細かくどんどんやっていく評価じゃなくて、大きな枠組みでの評価に変えていきましようというのが大きな主張だったと思うのですけれども、それでいいですか、ワーキンググループの方々。

そうだとすると、その2つがポイントであるということが「はじめに」の中でわからなければいけないと思うのですね。ここで「はじめに」の中でこちらが挙げていらっしゃるのは、2ページの「このため」のところですが、①「研究開発の推進から……PDCAサイクルを確立すること」、②「取り組むべき課題に……PDCAサイクルを確立すること」、この2点を挙げているわけですね。よく読むと、①はアウトプットよりもアウトカム指標にしましようねという気持ちが入っている。後ろのほうはプログラムという気持ちが入っているということはわかるのですけれども、そんなものはワーキンググループに参加した人しかわからないですよ。これは当然言葉として、アウトカム指標なりプログラムという考え方なりをここで入れなければ意味がないと思いませんね。

それから、さらに言えば、ここのタイトルを「・・・取組の充実」というふうに書き加える御予定のようですが、これも気持ち的には「充実」というよりも「変える」ですよ。発想を変えるということです。充実というと、今までのやり方をどんどん深めていしましようという印象になるので、これもおかしい。ただし、そちらとしては、前のものをなるべく変えたくないというお気持ちなのはわかります。この慣性力の強さをどうしたらいいのかというのを本当にしみじみ思うのですけれども、そこは、でも、ここで変えなければ、我々の——私はワーキンググループに入っていないからいいですが、皆さんの御努力が本当に水泡に帰すると思いますね。ちょっとここはやはり根本的に変えていただきたいと思えます。

【奥村会長】　そういう趣旨で、やはり大きく、表現等を含めてかなり大きな変更を含んでおりますので、その辺が確かに表現上也きちんと出てくるということは重要かと思えます。

上杉委員。

【上杉委員】　皆さんと同じ話なのですけれども、研究資金制度もプログラムの的にまとめていくということが、ワーキンググループの取りまとめでは8ページに図入りで書いてあるのですが、そのことがここでは、最初の1ページにちらっと出てくるだけで、ちょっと読みにくい。これも大変大事な議論だったと思うので、何かわかるように入れていただければと思います。

【奥村会長】　おっしゃるように、個々の具体的なキーワードは、このワーキンググループでは比較的具体的な内容が書いてあり、それに伴う表現、看板といいますか表題がついているので理解しやすいのですが、それを今回の文章の中に入れるときに、由来を書かずに言葉だけにしているので、なかなかわかりにくいという御指摘だと思います。ですから、それはもうそのとおりでございまして、そのほかにも、例えばプログラムの被評価者がだれになるのかというような大きな議論があったと思います。いわゆる研究者じゃなくて事業推進主体であるというの、何かこういう文章になるとなかなか明示的に出てこなくなっているとか、いろいろありますので、事務局も大変苦労していますので、先生方もいま一つ頑張ってください、具体的な表現を含めて御提示いただくと、私としても大変助かりますし、ぜひ御協力を私のほうからもお願いしたい。

ほかにございますでしょうか。

【田原主任研究員】　まず、基本骨格に関して、研究開発施策の評価が案の中から抜けてしまったというところが唯一気になってはいるのですが、今回の改定の一のポイントであるプログラム評価を前面に出す形にさせていただいており、この階層を中心に評価を回していくというメッセージが伝わってくるので、施策評価が明示的に評価対象として位置付けられていなくともそれほどこだわりません。基本骨格については概ねよろしいかと思えます。

一方、今回はプログラム評価がポイントであるという観点から考えて、本質的に重要な点が少し抜けているかと思えます。それに関して何点か指摘したいと思います。

まず1点として、改定案でいう8ページ目の記述です。これはワーキングでももう少し丁寧に議論すべきだったと振り返って思うところなのですが、アウトプット指標とアウトカム指標の部分です。これは細かいことを言い出すと終わらない議論になってしまいますが、本質的なところだけを指摘すると、まずアウトプット指標の部分に「プログラムの活動水準」と書かれてあり、この観

点からすると、「研究開発の成果物をあらわす指標」と定義づけるのは必ずしも正しい表現とは言えません。「プログラムの活動水準」とは、研究開発の成果に限定されるものではなく、例えば、プログラムに対する提案者数の推移とか採択率の変化とか、プログラムとしての活動の実績を含みます。プログラム評価というのは、そういう意味で研究開発実施者が被評価者なのではなく、プログラムを推進する主体、つまり行政や研究開発支援機関のほうが被評価者になるわけですので、「研究開発の成果」というふうに表現してしまうと、そこが少し誤解される恐れがあるかと思います。

アウトカムも同様です。これも細かい議論になるのでこれ以上の言及はやめようと思いますが、いずれにせよ、「研究開発の成果物のもたらす効果」とか、「研究開発の成果物」という言い方では、プログラム化、プログラム評価の意義が伝わりにくいのではないかと思います。

二点目は、これもワーキンググループでも議論になったのですが、研究開発の実施体制の話です。9ページがそれに該当しますが、今の構成では、評価の実施主体と評価者の選任という言い方しかないのですが、評価にかかわるアクターは基本的に3者いるかと思います。つまり、評価者、評価を受ける被評価者、評価の実施主体という3者があるのですが、この3者の関係というのが非常に重要なポイントになるかと思います。ワーキングでも外部評価のあり方を議論する際に話題になったかと思うのですが、本来被評価者である行政側が同じように評価の実施主体であるといったような、体制が分離していないことによる透明性の欠如や評価の実効性が担保できないという問題が指摘されていました。したがって、ここは構成として被評価者という項目を明確に位置づけるべきだと思います。これは研究開発課題の評価についても同様です。なお、プログラム評価の場合は、プログラムの推進部署、運営部署が被評価者になるわけですね。

評価者の選任というところで外部の専門家を入れてやる、外部評価で実施するというように書いておりますが、幾ら外部評価者を入れたとしても、被評価者と評価の実施主体の分離がきちんとできていなければ、透明性の担保というのは形式的なものになってしまいます。なので、被評価者というのは非常に重要かと思います。

プログラム評価を実施する上で非常に重要なもう1つのポイントとして、研究開発の専門家だとか、企業にいてビジネスのことがわかっている専門家が今持っている知識の範囲の中で評価ができるのであれば、こんな楽なことはないのですが、実はそうではなくて、成果の展開を追っていく、研究開発成果が使われる社会の側の課題というところにありますので、現有の知識を持って議論の中だけでやっていくのは非常に難しいわけです。なので、通常は調査や分析

をしっかりと行って、それによって評価者の判断を支援するといったような取り組みが非常に重要になってくるわけですね。そういったことも文言として書き込んでいただくのが非常に大事になるかと思います。

プログラム評価に関する最後のポイントなのですが、評価結果の取扱いというところでは、11ページになるかと思いますが、これも評価の形骸化という文脈でワーキングでも議論になった点です。評価結果についてちゃんと反映するというのを、この改定案の中でも従来の形を引き継ぐ形で書いていただいておりますが、では具体的にどうやって対応するのかということをやはり書き込むことが必要かと思います。例えば評価を受けた被評価者が、評価結果を受けて、それをどのように解釈して、今後どのように改善していくのかということについて、外部の第三者に検証可能な形で一般的に広く公表するとか、そういう形で盛り込まないと、評価を受けて改善しましたというふうに言われても、本当にそうかというのはいけませんし、評価の実効性という観点で問題があるかと思うので、書き込んでいただくのがよいかと思います。

ごめんなさい。研究開発課題の評価のところについて、最後にもう一つだけ言わせていただくと、今ここに書かれているものは、多くはプログラムレベルでやるべきことかと思います。我が国ではプログラムレベルでやるべきものをプロジェクトとして位置付け、実施してきたわけで、そういう意味で、その名残が残ったままになっているかと思います。

課題の評価で言うと、研究者、研究活動の実施者が被評価者になるわけで、その目的は国費をもらって研究する者としてのアカウンタビリティを果たすということが本質的に重要な話になります。それ以外の点としては、プログラムの評価の際に、研究者として追跡調査などに協力をしてもらうという程度の話になるかと思うので、この課題の評価のところはかなりスリム化できるのではないかと思います。

すみません、長くなりましたが以上になります。

【奥村会長】 何かありますか、今の段階で。

【佐藤参事官】 いろいろ御指摘いただきまして、最後の点なのですけれども、要するにプログラム評価ですべてやられていけば、研究開発課題の評価でやなくてもいい部分が重なっているという部分、それはそうかもしれませんけれども、他方、ここでの今後の認識といたしまして、プログラムの割合と、それから、研究開発課題の今の仕組みがある程度即刻は変わらないといったことを前提に考えたときに、今のその指針としてすばっと抜くことが大丈夫なのかどうかというようなことは、ちょっと気になるところでございます。

それから、アウトプット指標、アウトカム指標についての定義ですけれども、これは多少文章上の圧縮はあるかもしれませんが、基本的にはこのワーキング

グループの報告書をそのまま持ってきているところがございますので、もし修正すべき点があれば、ぜひ、どのような形で定義づけたらいいかというものを
お示しいただけるとありがたいと。どういう表現がいいのかというのは、ぜひ
御提示をいただければ非常にありがたいと思います。

【奥村会長】 具体的には、これはワーキングの10ページにワーキングとしての定義と
いいますか、デフィニションが書いてあるのですね。実はこれとは変わっている
のですね。

【小林副所長】 少し私の方でも補足して御説明いたします。

私は、ワーキングのほうで、特にこのアウトプット、アウトカムについて御説明
したものです。田原さんが指摘されたのは、アウトプットに関しては、少し細かい
のですけれども、「取りまとめ（検討WG報告書）」の方の10ページの四角の①の2行
目に「プログラムとしての活動の水準」としてとらえられるという表現がされて
いるものです。一方、大綱的指針の改定案では「活動水準として定量的に評価
できると書かれている」ので、かなり細かく規定をしまっているという差を指
摘されたのだらうと思います。我々の意味では、アウトプットというのは非常
に具体的なものですから、それが活動の水準そのものをあらわしたわけではな
いというのが田原さんの御指摘だと思います。

実はアウトプットとアウトカムに関しては、ここに書いてあるのは全体として
は検討WG報告書のものを取り入れていただいていますので、それでよろしいと思
います。ただ、逆にワーキングの方では例示をたくさんいたしました。これは、
アウトプットとアウトカムがどういうものかというのをイメージしていただくた
めに例示をしたわけですが、大綱的指針の方で例示をどれぐらい入れるかとい
うのは1つ大きな課題だと思います。逆に言いますと例示によって縛られる
というか、こういうものをアウトカムというのだらうというのがありますので、
その表現については少し議論が必要で、場合によっては、この例の細かい部
分は入れないという考え方もございます。特にアウトカムはプログラムによって
随分多様性がありますので、皆が製品をつくれというのかというところでは
ないわけですから、その多様性を残しておいたほうがよいと思います。

【奥村会長】 長我部委員、いかがですか。座長をお務めになったお立場から、
この10ページのところにも出てくるプログラムとしての活動水準というのをこ
こでも取り入れているのですよね。ただ、これはそのまま引用しているのです
か。ほぼ近い表現にはなっているのですね、これ、ワーキングの報告書の。
先ほど田原委員の御指摘のように、確かにここだけ見ると、活動水準としての
指標だということにすると、やや誤解が出るのではないかという御指摘だと思
いますが、何か御見解があれば。

【長我部委員】 アウトプットとアウトカムに関して、定義も含めてわかりにくいのではないかという議論はワーキンググループの中でも出ましたし、日本語の中でアウトカムという言葉自体があまり使われてこなかったということは気になっていました。言葉は適当なものがあれば変えれば良いと思うのですが、定義を厳密にしようということ自体は、難しい問題だと思っていて、むしろ精神といいますか、アウトカム、そのプログラムがもたらす意図した成果、それを中心に見ていこうという、その精神や方向性が伝わるのが重大だと思います。定義は余り細かくしてもしょうがないですし、ある程度のコンセンサスが得られるところで、その文言でとどめて、余りそこの定義に厳密にこだわり過ぎると本質を見失うかなという感じを持っております。

【奥村会長】 おっしゃるとおりだと思いますね。

高橋委員。

【高橋委員】 私も前からこれを日本語にしてほしいと言っていました。前回、たしかアウトプットを結果指標、アウトカムを効果指標としたらどうかと御提案申し上げましたが、ちょっと変えて、アウトプットを、今の御説明を聞いていて活動指標、アウトカムを効果指標とすると違いも日本語としてわかりやすいと思います。私の提案は、この大綱の中に、アウトプット指標の説明のところに「活動指標と呼んでもよい」という一文を入れる。アウトカムのほうに「効果指標と呼んでもよい」という一文を入れるというのはいかがでしょうか。もう、ここで定義するしかないと思います。

【奥村会長】 活動指標。今の高橋委員の御提案に対していかがでしょうか。

田原先生、どうぞ。

【田原主任研究員】 ありがとうございます。

アウトプットを活動指標と表現されたのは非常にじっくり来る定義で、ありがとうございます。ただしアウトカムの場合は、ここに書いているようにプログラムとして目指す意図した結果であり、プログラムとしてどういう結果を目指すのかという意思をあらわす指標ですので、そうすると、効果という少し他人任せなニュアンスが出てしまうのではないかと思います。何かもう少し自分の責任でやっていくんだというようなニュアンスが出るといいなと思うのですが。すみません。よいアイデアがないのですが。

【奥村会長】 何かありますか。

【長我部委員】 言葉に関して、日本語がいいか、あるいはアウトカム、アウトプットがいいかという問題があると思うのですが、これをつくる段階で各国の調査をして、ヨーロッパ、アメリカ、いろいろなところで、こういったアウトカムとかプログラムという概念が国際的に広まっているという状況を田原先生等々に御紹介いただいた経緯を踏まえると、日本語でわかりやすくするとい

うことも大事ですけれども、国際的にある程度共通な概念の言葉をそのまま使って、その定義をここでも踏襲するというのがいいのかなというふうに私自身は感じました。

【奥村会長】 趣旨を理解していただくということに重きを置くという御提案ですよね。ありがとうございます。

あと、ほかに重要な点で抜けているとか整合性がとれていないとか、あるいは、確かにワーキンググループの報告書の趣旨がなかなか明示的にこの中に表現されていないというのは基本的な大きな課題ですけれども、それはまた先生方のお知恵を拝借して、ぜひ修正したいと思います。それ以外の問題点はございますでしょうか。

【長我部委員】 これも先ほど御指摘があった点なのかもしれないですけども、7ページのところの評価部門の設置が、もう従前からの大綱的指針に書かれているので、ここで独立した記述を新たに設ける必要がないという御説明は確かにもっともな面もあると思います。ワーキンググループの中で各府省の実態を調査すると、かなりの府省が独立した評価部署をお持ちで、また、そうでない府省もそういう方向に向けて努力するという実態調査がありました。そういった意味では、現在の大綱的指針でこういった独立した評価部門というのを設置するという精神は伝わっていて、あとは実行の問題であるというのはもっともだとは思いますが、プログラムの評価で、先ほども御指摘がありましたけれども、評価の実施主体のところ、評価をするところが府省であるというのは書かれていても、被評価者が事業推進主体である府省そのものであるという文言が抜けておまして、その2つが同一であるということになると、同じ府省の中に独立した評価部門を置くべきだということが明示的に書かれていたほうが、よりいいのではないかと私は思います。

【奥村会長】 それは御指摘のとおりで、先ほどの事務局の説明の7ページ目は、その対象別ではない全般的な話のところ、上がっている表現なのです。ですから、今の長我部委員の、あるいはこのワーキングの報告書の趣旨を取り入れるとすれば、やはりプログラム評価のところの評価のあり方のところで明示的に評価者と被評価者、先ほど事業主体だという御指摘があったわけですけれども、ここを明示的にして構成を検討するということは一案かなと、と思いますが、いかがでしょうか。プログラムの意義等の、この報告書の文案でいきますと9ページあたりに何らかの工夫を加えるという方法で検討するというのはいかがか。

何か事務局、ありますか。

【相原補佐】 失礼いたします。先ほど来、被評価者が抜けているのではないかと御指摘がございました。8ページの研究開発プログラムの評価として

1. の上に4行ございまして、最初の2行目でございますけれども、「研究開発プログラムを実施する主体である府省又は研究開発法人等を対象として実施する」とここにさらっと書いてしまっております。これは、後ろの研究開発課題の評価の構成を勘案してこのように追加したものでございますけれども、課題の評価でも被評価者を明示するということとあわせて検討したいと思います。

【奥村会長】 では、そういうことで、文案を事務局のほうで検討してもらえますか。

高橋委員。

【高橋委員】 今の宿題を考えました。意図というのを盛り込むとすると、目標実現化指標。ちょっと長くなりますけれども。

【奥村会長】 すみません。ちょっと今の御発言は？。

【高橋委員】 すみません。アウトカム指標の日本語の言いかえですけども、効果指標というのを先ほど提案しましたが、効果と言ったのでは意図したものの結果というニュアンスが伝わらないという御指摘がありましたので、そこを伝えるための言葉として、ちょっと長くなりますが、目標実現化指標というのを思いつきましたが、いかがでしょうか。いいです、別にここで結論を出さなくて。

【奥村会長】 これは各委員の皆様もお考えいただいたらと思いますが。

河合委員。

【河合委員】 先ほどもちょっと議論になっていたのですけれども、14ページの参考、研究開発課題の主要な類型の評価の実施方法というのが、この場所にこのように大きく入っているというのが、全体の中での構成としてどうもよくわからないのです。先ほどこれはそもそも必要なのかという問題提起もあったと思うのですけれども、このような研究課題ごとの評価よりも、もっと上のレベルでの評価が重要だというのが全体の精神だけに、この場所にこういうものが入っているというのは非常に変な感じがします。

【奥村会長】 重要な御指摘をいただいていると思いますが。

事務局。

【相原補佐】 事実関係を申し上げます。現行指針は平成20年に策定されたものでございますけれども、平成17年に策定された指針においては参考という扱いではございませんで、本文の中にこの文章が入ってございました。20年の改定の際の議論におきまして、それぞれの研究開発資金のタイプによって評価のあり方は変わってくるであろうという御意見がございまして、本文ではなく参考として1段階落として、参考程度として、それぞれの資金のあり方に応じて考えてもらうことが必要ではないかという御意見がございまして、このようになっているという経緯がございまして。

【奥村会長】 これはただし、御指摘のように、今回のプログラム化という大きな方向の中ではやはり議論していただく対象だろうと思いますね。プログラム化というのは、別に基礎研究であれ応用研究であれ、共通した施策の設定の仕方というのは、この共通理解でございますので、その上に立つと、なぜこれを改めてまたここに付けているのかという御指摘は、ごもっともな御指摘なので、このあたりの扱いをどうするかというのは一つの大きな論点かと思えます。

ただいまの河合委員の問題提起に関して御意見のある方、よろしくお願ひしたいのですが。

上杉委員。

【上杉委員】 取りまとめの方の例えば8ページのところで、研究資金制度についてですが、「研究者の自由な発想に基づく知のフロンティアの開拓を目指す研究資金制度においても」云々があって、ハイリスク研究や、その辺の研究の振興を政策課題としてとらえた目標設定が求められるということが書いてありますね。この最後の、今、河合委員が指摘されました改定案の15ページの基礎研究の評価についての②の辺がこれに対応したことになっているのかなど。だから、これを抜いてしまうと、いわゆるハイリスク的なこと、それに対する評価というのが、いわゆる一般のアウトプット、アウトカムで普通にとらえられてしまうと少し違うということ意識しておかないといけないということが抜けてしまうのではないかなと思って、この部分、「参考」にはなっていますが、必要部分ではないかなというふうに私は思っています。

【奥村会長】 なるほど、切り口が違うのですね。このプログラム、いわゆる施策の階層構造と、ここの参考に挙げているのは切り口の違う類型になっておりまして、その2つの関係がどういう関係にあるかを何も言わずして、ここに突然出てくるというのが恐らく河合委員の御指摘だと思いますので、もし残すのであれば、今回の改定の趣旨との関係を何か参考2の参考の後に表現を加えて残すというのは1案ですね。それから全面取ってしまうというのもあるかと思えますけれども、確かに御指摘のように、つながりが悪いというのは私も感じます。

今の件で何か御意見のある方。そうすると、ここの文言を検討させていただくという方向でよろしゅうございますか。

検討するように考えてください。

それでは浅見委員。

【浅見委員】 赤いところではなくて申しわけないのですが、7ページの評価実施体制の確立というのがございます。この(1)の一番最後の行がちよっと気になったのですが、「必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する」とあります。まず、この「研究費の一部」という言い方が、これ

は府省等でプロジェクトのために割り当てたお金の一部を評価にするということであれば何の問題もないと思うのですが、研究費として仮に例えば配分するとか何かいう、ないしはそれのために研究費を何かとるとかいうことになる、ちょっとどうなのかなという……。場合によっては研究費から天引きするみたいな話になると、非常に妙な話になる。

それからもう一つは、実際にこういうような割り当てるのがプログラムの評価のための費用なのか、プロジェクトの評価のための費用なのかというところがちょっとわかりにくいかなと思って、ちょっと赤いところではなくて申しわけないのですが、気になったところでございます。

【佐藤参事官】 この部分、要は評価を行うのに人も手間もかかりますので、その分充実させないと進まないということで、それについて予算の充当を各省しっかりやってみましょうというメッセージです。各省の指針にもこういう方向での趣旨は書かれてきてございますので、その予算事情は確かに厳しいところはございますけれども、こういう予算の確保をしっかり言っていくということで、どう言うかということとは従前の議論でこういう形になってきたということでございます。

【浅見委員】 趣旨はわかるし、必要性もよくわかるのですが、「研究費の一部を」というところがちょっと気になるので、これは本当に適切な表現なのかどうか。

【奥村会長】 整備等に要する予算を確保すべきであるというふうにしておいて、それ以下の必要に応じて云々というのは削除したらどうかというのが先生の御提案でしょうか。

【浅見委員】 ちょっと変な解釈もし得るので。

【奥村会長】 これは検討させていただきます。

余り時間がなくなってまいりましたけれども、本日は、その他、何かございますでしょうか。

河合委員。

【河合委員】 「はじめに」のさらに一番初めの科学技術基本計画における評価の位置付けというところで、イノベーションに必要だということで書いてあって、それで、確かに今回の科学技術基本計画ではその部分が大きな改定部分で、私も参加したワーキンググループもそこはかなり着目してやってきているのですが、科学技術基本計画はそれだけではなくて、例えば基礎研究とか人材養成とか、そういうものも書かれています。科学技術基本計画を見直してみますとも、確かにPDCAサイクルを回せというのはイノベーション政策のところにしか書かれていませんが、現行の指針と比べて、例えば「知的・文化的価値を創出する」という文言が今回抜けているために、研究開発評価を科学

技術基本計画の一部のためだけに行うというような印象を与えるというように読めるような気がして、ちょっと矮小化されているかなという……

【奥村会長】 すみません。御指摘の趣旨が必ずしも十分理解できていないのですが、基礎研究であってもプログラムもありますし、またいわゆるプロジェクトもあるし、個別課題というのものもあるわけですね。

【河合委員】 そのとおりです。

【奥村会長】 そうですね。その基礎研究の……

【河合委員】 科学技術基本計画の章立てでいくと、別の柱として「基礎研究及び人材育成の強化」というのがあって、その次の「社会とともに創り進める政策の展開」というところでイノベーション政策におけるP D C Aサイクルの確立という項目があります。ここの書き方ですと、本当に最後の部分だけを科学技術基本計画の中から取り出して、そのためにこの評価を行わなくてはいけないというように書いてあるように……

【奥村会長】 そういうふうに読み取れますでしょうか。

【河合委員】 それは、これだけだと必ずしもそう見えないのですけれども、その前との比較表ですね。資料4-2で比較して見ると、「第3期科学技術基本計画においては、科学の発展によって知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて社会・国民に還元していく科学技術システム改革の一環として、評価システムの改革を位置付けている」と書かれています。ここで「科学の発展によって知的・文化的価値を創出するとともに」というところに基礎研究に関する意図が込められていると思うのですが、それが今度の新しい部分では欠落しているわけですね。それで、そのところが……。

【奥村会長】 欠落している？

事務局、今の御指摘に何かありますか。

【吉川審議官】 まとめ方で、そういう読み方もできるおそれがあるという御指摘だと思うのですが、基本計画はもちろんそういうことを言っているわけじゃないので、だから、もうちょっとバランスのとれたような、誤解のないような、ちょっと補足的に加えるとか、フレーズを加えたらよろしいと思います。

【奥村会長】 時間に今日はなりましたので、本日はこれまでとさせていただきますと思います。途中でもたびたび申し上げますように、ぜひ先生方から具体的な文案例を御提示いただくという形の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、今後について事務局から説明。

【佐藤参事官】 先ほど奥村会長からも御案内させていただきましたけれども、

先生方の意見を頂戴したいと存じます。本日の改定案、これはファイルで先生方にメールでお届けいたします。御意見がある場合にはそこに書き込んでいただく形式、あるいはその他の様式でも結構でございますけれども、コメントをお寄せいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。大変恐縮ですけれども、御回答期限は来週の木曜日、10月25日ということでお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次回の開催でございますけれども、資料の5、先ほどごらんいただきましたけれども、第98回を11月15日、第99回を21日ということで、この2日間の議論で、おおむねこの改定の議論を終了させたいと考えてございます。

また、この2回におきましては、ここに書いていますように大規模評価についての事前評価、これについても今検討会で議論を進めている最中でございますので、その結果についてもお諮りをさせていただきたいと存じます。

今後の予定につきましては以上でございます。

【奥村会長】 ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議題は以上でございます。

本日の配付資料は公表させていただくこととしますので御了解ください。

どうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。

—了—